旭川市事業系古紙回収協力店制度 実施要領

1　目的

事業者から排出されるごみの中には，資源化可能な古紙が多く含まれており，その大部分は資源化されずに焼却されている現状にあります。その背景として，特に小規模事業者は，古紙を仕分けして保管する場所がないなどのことから，古紙を一定量溜めることができず，結果として古紙回収業者等への引渡しが困難となり，燃やせるごみとして排出せざるを得ないという状況があります。

そこで，資源化可能な古紙を適正な資源化ルートに誘導するため，古紙を受入れる事業者を旭川市事業系古紙回収協力店（以下「協力店」という。）として登録し，その利用を広く排出事業者に周知することにより，古紙の減量・資源化を図ることを目的としています。

この制度は，「旭川市事業系古紙回収協力店制度実施要綱」に基づき実施していきます。

2　内容

資源化可能な古紙を受入れることが出来る事業所を市が協力店として登録し，排出事業者は協力店の営業時間内に，新聞・雑誌などの資源化可能な古紙を協力店に持込みます。協力店は，排出事業者から受入れた古紙を既存の資源化ルートで資源化します。

市は，協力店に対し啓発用のぼりの貸出しを行うほか，協力店制度及び協力店が排出事業者に広く周知されるよう，積極的にＰＲします。

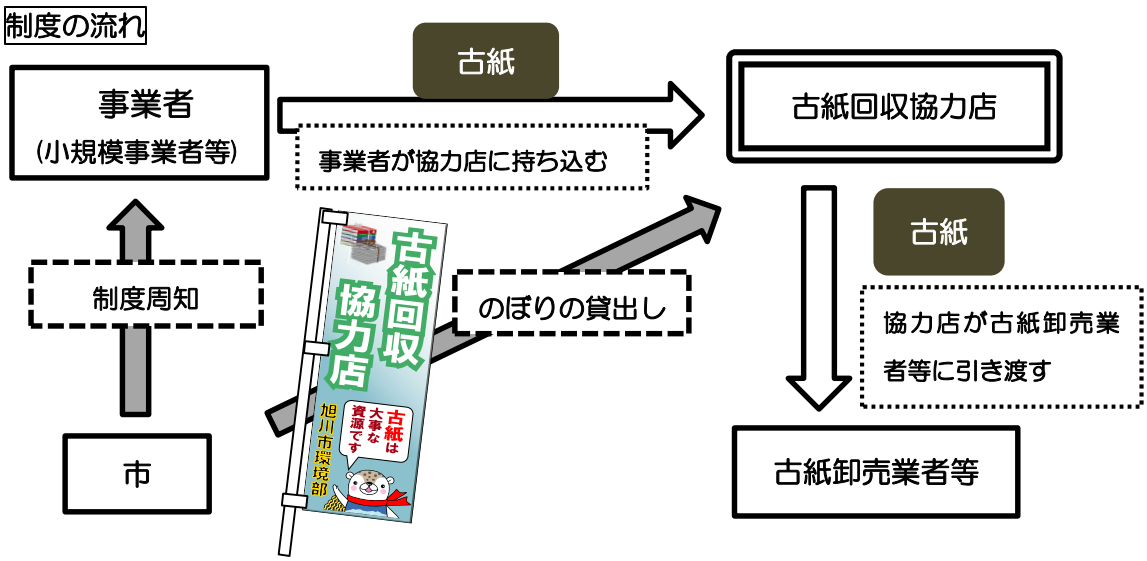

３　協力店の登録基準

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。

（１）市内に所在する事業所であること。

（２）持ち込まれた古紙を古紙卸売業者等に適正に引き渡すこと。

（３）古紙の持ち込み者から，処理料金等を徴収しないこと。

（４）古紙を適正に保管できる場所を有していること。

（５）古紙の積み下ろしができる場所を有していること。

４　対象の回収品目

・新聞（折込チラシなどを含む）

・雑誌（カタログ，ノート，パンフレット，書籍などを含む）

・ＯＡ紙（コピー用紙）

※　資源化できない対象外のものの持込みにご注意ください。

５　申請期間

随時受付しています。

６　申請方法

（１）申請書類

次の書類を提出してください。

事業系古紙回収協力店登録申請書（様式第１号）

※　申請後，現地確認等の審査を経て登録の可否を決定します。

（２）申請書の提出先及び問い合わせ先

〒０７０－８５２５

旭川市７条通９丁目総合庁舎５階

旭川市環境部廃棄物政策課　担当

電話：０１６６－２５－６３２４　　ＦＡＸ：０１６６－２６－７６５４

E-mail：haikibutsuseisaku@city.asahikawa.lg.jp